

大崎地方合併協議会

第6回地域自治組織（大崎市流）検討小委員会

期 日：平成17年9月2日（金）
午後5時30分～

場 所：古川合同庁舎 1階 大会議室

次 第

1．開 会

2．あいさつ

3．報告事項

（1）1市6町における地域自治組織の検討結果報告書について

（2）職員検討会議内容について

4．協議事項

【1市6町における地域自治組織の検討結果及び職員検討会議の内容を踏まえての意見交換】

（1）（仮）まちづくり協議会について

（2）（仮）地域づくり協議会について

（3）（仮）まちづくり連絡会議について

（4）その他

・次回会議の開催について

日時：平成17年9月19日（月）午後3時30分

場所：古川合同庁舎 1階 大会議室

5．その他

6．閉会あいさつ

7．閉 会

【報告事項】

(1) 1市6町における地域自治組織の検討結果報告書について
別紙 事前送付

(2) 職員検討会議内容について

職員検討会議においては、各市町の検討結果報告を踏まえ議論の核となる「基本的な考え方」(総論)を整理し、個別の事案(各論)の検討を行った。

1.(仮)地域づくり協議会

基本的な考え方

(仮)地域づくり協議会については、その内容から判断すると、設置方法及び運営等について、これまでの各市町での取組み状況や地域性を充分考慮する必要があるため、新市において統一した組織とはならないと考えられる。

しかし、(仮)地域づくり協議会は、将来的には住民活動を行う主体的な組織であり、行政の一部の業務(事業)を担うなど、地域自治組織の根幹たる組織と位置づけられる。

したがって、(仮)地域づくり協議会を設置しない場合においても(仮)まちづくり協議会において、その役割・機能を担うことは必要である。

主な意見

まちづくり協議会において、地域づくり協議会の役割を兼ねるような機能があれば、これまでの取り組みや歴史を尊重するという方針からも地域づくり協議会を設置しなくても良いと思う。

地域づくり協議会は、地域自治組織の根幹を成すもの考える。

主体的に地域活動を進めて行くという観点からの自主活動組織としての位置づけであれば良いと思うが、行政側の期待すべき部分も示す必要があると思う。

自主活動組織とするよりは、しっかりとした位置づけにした方が良いのではないかと。地域づくり協議会への財政支援は、まちづくり協議会から支援する手法をとって欲しい。

地域づくり協議会への財政支援は、行政が直接行うことが望ましい。

地域づくり協議会の活動は、自分達の住んでいる地域は自分達でまちづくりを行うという認識を持ってもらうためにも財政支援よりも人的支援を主とすべきではないか。

地域づくり協議会の委員報酬は、原則支給しない方向で良いのではないかと。

懸案事項

地域づくり協議会に予算措置した場合、地域づくり協議会を設置しない地区との整合性をどのように図るか。(財政支援全体のあり方)

2 .(仮)まちづくり協議会

基本的な考え方

(仮)まちづくり協議会については、その内容から判断すると、新市において統一的に設置し、一定ルールの基に運営することが望ましいと思われる。

したがって、基本方針を定めるとともに、地域性にも配慮しながら条例等の整備を行うこととしてはどうか。

主な意見

名称にはわかりやすく旧市町名を冠した方が良いと思う。

鹿島台町においては、検討会議において「南の玄関にぎわいのまちづくり協議会」としており、旧市町名を冠すことにこの場で良いとは言えないし、通称の方に旧市町名を付すことも考えられるのではないか。

まちづくり協議会の委員は、最低でも地域づくり協議会からの委員選出は必要である（地域づくり協議会を設置している場合）

委員の選出については、人口規模、年代、男女比を基本に、他は各地域の判断で良いのではないか。

財政支援については、しっかりとした基準を設け行うべきである。

財政支援については必要であるが、地域事情やこれまでの手法もあることから将来的に統一するという方向が望ましいと思う。

財政支援については、平成 18 年度予算がこれまでどおりの執行となるのであれば、18 年度は従来そのまま行うという合意形成を図り、その後の手法については、いつ頃までに統一するのかといった期限の問題などを検討する方向が良いと思う。また、人的支援についても当初は必要であることの共通認識を持ち、その後、自治組織に任せるという方向であれば期限の設定やその手法についての内容をまとめてはどうだろうか。

懸案事項

名称について（統一又は独自）

委員報酬について（支給の有無）

財政支援のあり方（地域づくり協議会との関連を含む）

【協議事項】

(1) (仮)まちづくり協議会について

1市6町の検討結果にみる概要

項 目	概 要
設置について	旧各市町に設置する
名称	地区， 地域まちづくり協議会 まちづくり協議会 協議会 等
位置づけ	基本的には中間報告書のとおりとし，地域性を付加する。
役割	基本的には中間報告書のとおりとし，地域性を付加する。
組織	協議会委員に関すること（共通事項と判断できるもの） 1 委員数：50名を上限とし，各旧市町の実情に応じ対応 2 任 期：2年～3年 3 委員の身分は非常勤特別職 4 会長・副会長は委員の互選 事務局に関すること（共通事項と判断できるもの） 1 事務局または所管部署を総合支所内に置く
部会	部会の設置については，(仮)まちづくり協議会の判断による
支援	人的支援，情報提供，財政支援（要協議），

メモ

(2) (仮)地域づくり協議会について

1 市 6 町の検討結果にみる概要

項 目	概 要
設置について	各旧市町の実情に応じて対応
名称	地域住民の意向や地域の実情に応じて定める 親しみやすい名称とし、通称や愛称も検討する
位置づけ	(共通事項) これまでの組織や取組みを継続・充実させる。 段階的に住民主体の活動に移行する。
設置方法	各旧市町の実情に応じ対応
役割	各旧市町の実情に応じ対応
組織 (運営)	各旧市町の実情に応じ対応
支援	(共通事項) 財政支援， 人的支援

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(3) 【(仮)まちづくり連絡会議】について

1 市 6 町の検討結果にみる概要

項 目	概 要
設置及び役割	(仮)まちづくり連絡会議については、情報交換や連絡調整のみの役割とする意見が多いが、市長へ意見ができる権限がなくてもよいのか疑問視する意見もある。

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

最終報告書策定に向けての検討内容フロー

(1) (仮)まちづくり協議会について

設置について

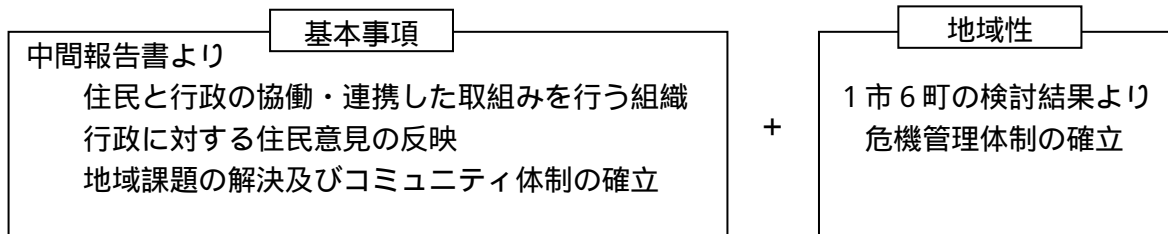
各市町に設置する方向でよいか

名称について

- ・旧市町を冠し， 地区(地域)まちづくり協議会と統一性をもたせるのか または 地域性を反映させ各地区(地域)独自とするのか
- ・通称や愛称の取り扱いについて

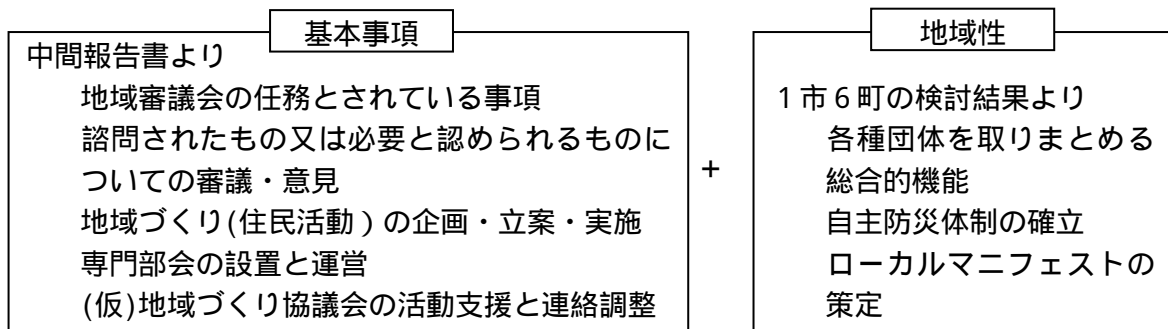
位置付けについて

基本事項(中間報告書) + 地域性の構成でよいか



役割について

基本事項 + 地域性の構成でよいか



組織について

ア．協議会委員に関する事項

各市町の共通事項と判断される検討結果

- 1 委員数：50名を上限とし，各旧市町の実情に応じ対応
- 2 任期：2年～3年（再任は妨げない）
- 3 委員の身分は非常勤特別職
- 4 会長・副会長は委員の互選

懸案事項

- 1 報酬の支給について

イ．事務局に関する事項

各市町の共通事項と判断される検討結果

- 1 事務局または所管部署を総合支所内に置く

部会の設置について

(仮)まちづくり協議会の判断により設置することでよいか。

支援のあり方について（地域づくり協議会との関連を含めて検討）

ア．人的支援のあり方

イ．情報提供

ウ．財政支援

(2) (仮)地域づくり協議会について

設置について

各市町の実情に応じた対応でよいか

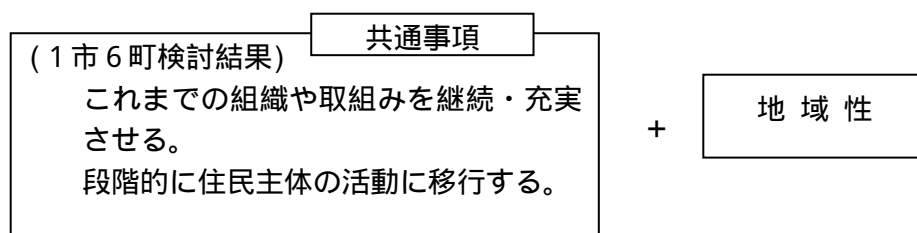
名称について

・地域住民の意向を踏まえ親しみやすいもとし地域の実情に応じて定めてよいか

・通称や愛称の取り扱いについて

位置付けについて

共通事項 + 地域性の構成でよいか



設置方法

各旧市町（地域）の実情に応じ対応でよいか

役割

各旧市町（地域）の実情に応じ対応でよいか

組織(運営)

各旧市町（地域）の実情に応じ対応でよいか

組織(運営)

ア．人的支援

イ．情報提供

ウ．財政支援

懸案事項

(仮)地域づくり協議会に予算(活動費)等を措置した場合、設置しない地区との整合性をどのように図るのか。

(3) (仮)まちづくり連絡会議について

設置について

設置する方向でよいか

役割について

まちづくり協議会の連絡・調整でよろしいか

(4) 地域自治組織(大崎市流)のあり方に関する報告書の章(項目)について

1. はじめに
 2. 背景
 3. 検討経過
 4. 大崎市が目指す地域自治組織
 5. 大崎市の地域自治組織のあり方
 6. 今後の進め方
 7. まとめ
- < 附属資料 >
- ・ 1市6町における検討結果報告書

< 新市建設計画及び中間報告書より >

大崎市が目指すもの：新しい住民自治の創造と個性ある住民活動の確立



実現に向けての取り組み： まちづくりに参画できる仕組みづくり
市民が主役を基本
協働体制の構築
住民意見の反映
地域を支える人材の育成
各種団体間の連携と交流の活性化

取り組むための住民組織：(仮)地域づくり協議会，(仮)まちづくり協議会，
(仮)まちづくり連絡会議 など